

デイサービスセンター大名 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆうなの会（以下「事業者」という。）が開設するデイサービスセンター大名（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービスセンター大名
- 二 所在地 沖縄県那覇市首里大名町1丁目43番地2

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び職務の管理を行う。
- 二 従事者 生活相談員 2名以上
介護職員 6名以上
看護職員 2名以上
機能訓練指導員 1名以上

従事者は、指定通所介護の職務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

介護職員は、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。

看護職員は、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝祭日を含む。)
(日曜日・1月1日～2日までは休みとする。)
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 三 サービス提供時間 午前10時00分から午後3時30分までとする。

(定員)

第6条 事業所の利用定員は通所型サービス(独自)も含めて、1日40人とする。

(指定通所介護の内容、形態等)

第7条 指定通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した居宅サービス計画書に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

ただし、居宅サービス計画書が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち本会と利用者等との相談(確認)によって選定し、サービスを行うものとする。

一 身体の介助

日常生活動作の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。

ア. 排泄の介助

イ. 移動、移乗の介助

ウ. その他必要な身体の介助

二 食事の提供

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

ア. 準備、後始末の介助

イ. 食事摂取の介助

ウ. その他必要な食事の介助

三 入浴サービス

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

ア. 衣類着脱の介助

イ. 身体の清拭、洗髪、洗身

ウ. その他必要な入浴の介助

四 送迎サービス

障害の程度、地理的条件、その他の理由により送迎を必要とする利用者については必要な支援、サービスを提供する。

五 アクティビティーサービス

利用者が生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送ることができるような生活援助(支援)や家庭での日常生活に必要な基礎的なサービス(訓練)及び機能低下を防ぐため必要な訓練を行う。また、利用者の身体的、精神的な疲労回復と気分転換が図れるよう各種サービスを提供する。

ア. レクリエーション

イ. グループワーク

ウ. 行事的活動

エ. 体操

オ．機能訓練

カ．休養（養護）

六 栄養改善サービス

低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に栄養食事相談等の栄養管理を実施する。

七 口腔機能向上サービス

口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練を実施する。

八 相談、助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

ア．日常生活動作訓練の相談、助言

イ．日常生活自助具の利用方法の相談、助言

ウ．住宅改良に関する相談、助言

エ．その他必要な相談、助言

（指定通所介護の利用料等及び支払の方法）

第8条 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 食事の提供に要する費用として、600円を徴収する。

二 オムツ代にかかる諸経費については、別途徴収するものとする。

三 その他アクティビティサービスにかかる諸経費については、別途徴収するものとする。

3 第一項及び第二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で同意をうけることにすること。

4 指定通所介護の利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金または銀行口座振込、また自動口座引き落としにより納付するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 指定通所介護の従事者は、指定通所介護を実施中に、利用者の病状等に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族の方へ連絡をとり経過を報告すると共に、主治医に連絡する等の措置を講ずる。また管理者に報告しなければならない。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は、那覇市、浦添市の区域とする。尚、その他の地域についても相談に応ずる。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第11条 事業所は、通所介護に使用する用備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所において、食中毒及び感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ、電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従事者に対し感染症の予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密保持等）

- 第12条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。
- 2 従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。
 - 3 事業者は、前項の定める秘密保持義務について、従事者でなくなった後においてもこれらを保持すべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業者は、第7条の通所介護の内容で提供するサービスを委託する場合において、個人情報の適切な取扱いに関する事項を委託契約の内容に含むこととする。
 - 5 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の情報を用いる場合は家族の同意をあらかじめ文書で得ることとする。

（個別援助計画書の作成等）

- 第13条 事業所は、居宅サービス計画がたてられている場合は、その計画に基づいて、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

（記録の整備）

- 第14条 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次の各号に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。また、利用者またはその代理人の求めに応じ、これを開示し、又はその複写物を交付するものとする。
 - (1) 通所介護計画
 - (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (6) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(苦情処理)

第15条 事業所は、自ら提供した通所介護サービスにおいて相談、苦情に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するため担当職員及び責任者を選任し、苦情相談対応マニュアルを策定するとともに職員に周知徹底を行うものとする。

2 事業所は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

3 事業所は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(事故発生時の対応)

第16条 利用者に対する指定通所介護サービスの提供により事故が発生した場合は、保険者、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じるものとする。

(損害賠償)

第17条 事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行う。但し、事業所に故意過失がなかった場合はこの限りではない。

また、事故発生につき利用者に重大な過失があると認められた場合は、損害賠償の額を減じることができる。

(業務継続計画の策定)

第18条 事業所は、感染症や非常災害時において利用者に対する通所型サービスを提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な処置を講じるものとする。

2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

(非常災害時の対応)

第19条 事業所は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者を定め、年2回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、近隣の自治会及び地域防災協力委員との協力連帯を図り、非常時に相互の応援を仰ぐ。

2 防災設備・・・全館内スプリンクラー設備・副受信機・火災通報専用電話機
誘導灯 4箇所・屋内消火栓 3箇所・消火用散水栓

(虐待防止に関する事項)

第20条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果に従事者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待防止のための指針の整備。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 通所介護の提供に当っては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。
- 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 4 事業所は、サービス提供中に、従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待（身体拘束も含む）を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。
- 5 事業所は、身体拘束等を廃止すべきものという考えに基づき、従事者全員への周知徹底及び身体拘束等の研修を年1回以上実施する。

（認知症ケアについて）

第21条 事業所は、認知症状の有る利用者の個性を尊重するケアのため次の取組を行うものとする。

- (1) 利用者に対する認知症ケアの方法等について、家族等に情報提供し、共に実践する。
- (2) 利用者の現在の生活やこれまでの生活について知り、一日の生活リズムや本人のペースを踏まえた臨機応変な支援をおこなう。
- (3) 利用者に継続的に関わることで、様子や変化をとらえ、介護者や介護支援専門員を通じて他のサービス事業者や医療機関と共有することで、よりよいケアの提供に貢献する。
- (4) 定期的な研修を開催し、認知症に関する正しい知識やケアを習得する。

（サービス利用に当たっての留意点）

第22条 利用者は指定通所介護の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- 2 管理者、その他職員の指導又は指示に従い礼節を守り粗暴な行動をしないこと。
- 3 許可なく飲食物を外部より持ち込み飲食しないこと。
- 4 無断で施設を離れないこと。
- 5 その他、風紀を乱し他人に迷惑をかけることのないよう秩序ある生活を営むこと。

（その他運営に関する留意点）

第23条 事業所は、従事者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) 認知症介護基礎研修 医療・福祉関係の資格を有さない介護従事者を対象とする。
- 2 従事者等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して当該事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
- 4 事業所は、適切な通所介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を

講じる。

この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、理事長が定めるものとする。

附則

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日より施行する。